



7/22・23

水稲ヘリ防除に

ご協力を!!

無人ヘリコプターによる水稲病害虫防除を次のとおり実施します。皆さまのご協力をお願いします。

●対象地域

神崎町全域の水田

●散布日程

7月22日水・23日木
4:00～10:00頃まで

(雨天の場合は順延になります)

●散布方法

ラジコンヘリコプターによる散布

『散布当日の注意事項』

- ① 水田付近の家庭の方は、洗濯物や布団などを外に出さないでください。また、散布日の午前中は、家の窓等を開けないでください。
- ② 散布終了後も水田には立ち入らないでください。
- ③ 屋外の車両は、水田付近から移動をお願いします。
- ④ 畑付近の水田については、十分に注意をして散布しますが、農作物の収穫はしばらくお控えください。

お問い合わせ 神崎町植物防疫協会事務局(役場まちづくり課内) ☎ 72 2 1 1 4

ねんきんだより

国民年金保険料は、退職(失業)による特例免除があります!



退職や失業により厚生年金等を喪失された方は、国民年金への加入をお願いします。(20歳～60歳未満の方が対象です。)

平成21年度の保険料は、月額1万4,660円です。保険料の支払いが困難な場合には、免除の申請を行ってください。

退職(失業)による特例免除の申請に必要なもの

- ① 年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ② 印鑑(本人署名の場合は省略)
- ③ 離職日のわかる公的機関の証明の写し

特例免除は申請者本人の所得が審査の対象から除外され、配偶者と世帯主の所得により審査されます。

未納と保険料の免除では、将来の年金額や万が一の保障において大きな違いがありますので、必ず免除申請をお願いします。

ご相談や手続きは、町民課国保年金係(☎ 72 2 1 1 3)まで。

「人は変わる。一緒なら。」

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

◇社会を明るくする運動のはじまり

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築いていこうとする全国的な運動です。今年で59回目を迎えます。

◇重点目標

犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求めています。

◇スローガン

「おかえり。」の気持ちで、犯罪や非行を繰り返さない第一歩になります。犯罪や非行のない、安全で安心な社会をつくるためにも、まずはあなたのできることから始めてみませんか。

